

業生産の協業化を図ることを目的とする農民の協同組織として制度化されたものであり、9年度においては6,739法人（前年度同期6,764法人）となっている。

このうち、農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行ういわゆる1号法人の数は2,431、農業の経営を行ういわゆる2号法人の数は1,224、1号及び2号の事業を併せ行う法人の数は3,084となっている。

また、作目別にみると単一作目が5,973法人で圧倒的に多く、複合作目は766法人である。単一作目では、畜産（酪農、養豚、養鶏、肉用牛等）（2,277法人）、野菜（794法人）、果樹（664法人）等が多い。

4 農林漁業団体職員共済組合

農林漁業団体職員共済組合は、農協、漁協等の農林漁業団体に勤務する役職員を対象として、職域における年金給付事業及び福祉事業を行うため、昭和34年1月に設立された我が国の公的年金制度の一つである。（10年度末対象団体数：8,956団体、組合員数：481,982人、年金受給権者数：302,757人）。

昭和61年4月には全国民を対象とした基礎年金制度が導入され、農林漁業団体職員共済組合は、厚生年金保険等の被用者年金制度と同様、基礎年金の上乗せ年金として給与比例の年金を給付することとなった。

また、平成6年には、21世紀の超高齢化社会を活力ある長寿社会にできるよう各被用者年金制度と同様に60歳台前半の年金の見直し、給付と負担の見直し、在職支給の見直し等を主な内容とする改正が行われた。

このほか、公的年金制度の一元化については、平成8年3月の閣議決定において、「構成団体の組織整備の進展が制度基盤に与える影響を踏まえつつ、財政再計算時ごとに将来の財政見通し等の分析を行い、被用者年金制度全体の中における位置づけについて検討を行う。」こととされている。

5 農協に関する調査研究

(1) 一 斉 調 査

農業協同組合、同連合会及び農事組合法人について、その組織、財務及び事業の概要を調査し、統計表として公表した。9事業年度の各統計表の集計組合数は総合農協2,112、専門農協1,026、都道府県区域農協連合会225及び農事組合法人2,020であった。

(2) 経営分析調査

総合農協のうち157組合を抽出し、事業の部門別損

益、経営諸指標の算出等組合の経営内容に関する分析調査を行い「農業協同組合経営分析調査報告書（平成9事業年度）」として公表した。

(3) 農業協同組合等現在数統計

農業協同組合、同連合会及び農事組合法人について、その現在数（11年3月31日現在）及び10年度における設立、合併及び解散の状況を調査し、公表した。

第 5 節 農業災害補償制度

1 概 要

農業災害補償制度は、家畜保険法（昭和4年法律第19号）と農業保険法（昭和13年法律第68号）を統合整備し、昭和22年12月15日法律第185号をもって制定された農業災害補償法に基づくもので、農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補てんし農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としている。

共済事業の種類は、国の再保険を伴うものとして、農作物共済、蚕繭共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済があり、国の再保険を伴わないものとして任意共済がある。

共済事業の種類及び共済目的（対象となる作物等）は、表10のとおりである。

事業の実施体制は、農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）が元受けを行い、組合等の負う共済責任の一部を都道府県の区域ごとに設立されている農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の保険に付し、更に、その保険責任の一部を国の再保険に付すという3段階制によって構成されている。なお、任意共済にあっては国の再保険が行われないが、そのうち建物共済については、連合会は保険責任の一部を全国共済農業協同組合連合会の再共済に付している。

また、連合会及び組合等（以下「農業共済団体等」という。）の保険事業及び共済事業の健全な運営を図るため、農業共済基金（農業共済基金法（昭和27年法律第202号）に基づき設立。国の出資38億円、連合会の出資18億円）が、農業共済団体等に対し、保険金等の支払財源が不足する場合等に融資を行っている。

表10 共済事業の種類及び共済目的

共済事業の種類	共済目的
	（対象となる作物等）
農作物共済事業	水稻、陸稻、麦

蚕 繭 共 済 事 業	春蚕繭, 初秋蚕繭, 晩秋蚕繭
家 畜 共 済 事 業	牛, 肉牛の子牛及び胎児, 馬, 豚
果 樹 共 済 事 業	うんしゅうみかん, なつみかん, 指定かんきつ, りんご, ぶどう, なし, もも, おうとう, びわ, かき, くり, うめ, すもも, キウイフルーツ, パインアップル
畑作物共済事業	ばれいしょ, 大豆, 小豆, いんげん, てん菜, さとうきび, ホップ, 茶
園芸施設共済事業	特定園芸施設, 附帯施設, 施設内農作物
任意共済事業	建物, 農機具その他上記以外の農作物等

- (注) 1 農作物共済事業, 蚕繭共済事業及び家畜共済事業は, 原則としてその実施が義務付けられている。他の事業は, 地域の実態に応じて実施できる。
- 2 果樹共済事業には, 果実の損害を対象とする収穫共済と樹体の損害を対象とする樹体共済とがある。
- 3 指定かんきつとは, はっさく, ぼんかん, いよかん, ネーブルオレンジ, ぶんたん, たんかん, さんぼうかん, 清見, 日向夏, セミノール, 不知火及び河内晩柑を総称したものである。
- 4 特定園芸施設とは, 施設園芸用施設のうちその内部で農作物を栽培するためのプラスチックハウス及びガラス室並びに施設園芸用施設のうち気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するためのプラスチックハウス及びプラスチックハウスに類する構造の施設(雨よけ施設等)をいう。また, 附帯施設及び施設内農作物は, 特定園芸施設と併せて加入することができる。
- 5 任意共済事業は, 農業共済組合及び農業共済組合連合会が自主的に行う事業であり, 国の再保険, 共済掛金国庫負担等は行われていない。また, 任意共済事業として現実に共済目的になっているものは, 建物と農機具のみである。

2 制度の運営

(1) 平成10年度における被害の発生状況及び被害に対して講じた措置

平成10年は, 水稻については, 北日本から東日本で7月以降の低温・日照不足のため穂数・もみ数をやや少ない状況であり, 東日本から西日本にかけては, 豪雨, 台風による倒伏・穂発芽等が発生し, 全国の作況指数は98の「やや不良」となった。麦については, 全国的に播種期以降の降雨で土壌湿潤害が発生し, 出穂期以降も高温多湿の天候が続いたため, 東日本以西の広範な地域で赤カビ病, 穂発芽が発生する甚大な被害となった。そのため, 水稻で18道府県, 麦では21県に対して, 品質の低下した米及び麦が広範囲にわたって発生したため, これらを減収量とみなす「損害評価に関する特別措置」をとった。

水稻及び麦以外では, 8月の長雨・豪雨や九月以降

の台風等により, 果樹, 畑作物及び園芸施設等に地域的に大きな被害が生じた。特に, 果樹については, 九月以降の相次ぐ台風による, 落果や枝ずれなどの被害がなし等に発生した。

これらの被害に対して農業共済団体等を指導し, 損害評価を迅速かつ的確に行い, 共済金の支払いを早期に行った結果, 10年産(度)の被害に係る支払い共済金は, 概ね1,177億円となった。

(2) 農林漁業保険審査会

農林漁業保険審査会(会長前川寛)は, 農業災害補償法第144条の規定に基づき設置されており, 農業災害補償法, 森林国営保険法(昭和12年法律第25号), 漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)及び漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)により, 当該審査会の権限に属させた事項を処理することとされている。

農林漁業保険審査会には, 森林保険部会, 農業共済再保険部会, 漁船再保険部会及び漁業共済保険部会の4部会が置かれているが, 10年度における開催状況及び議題は次のとおりである。

ア 10年10月27日 農業共済再保険部会

「蚕繭共済の共済掛金標準率の算定方式について」

「家畜共済診療点数表の改定について」

「家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載する医薬品の収載基準及び薬価の算定方法について」

イ 10年12月14日, 15日 農業共済再保険部会診療点数小委員会

「家畜共済診療点数表の改定について」

ウ 11年1月21日 農業共済再保険部会

「家畜共済の共済掛金標準率の算定方式について」

「診療点数小委員会における審議の結果報告」

エ 11年1月28日, 29日 農業共済再保険部会薬価基準小委員会

「家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載する医薬品の収載基準及び薬価の算定方法について」

(3) 蚕繭共済及び家畜共済の料率の一般改定

料率改定期に当たる蚕繭共済及び家畜共済の共済掛金標準率の算定方式について, 農林水産大臣が農林漁業保険審査会に諮問したところ, 諮問した算定方式を適当と認める旨の答申がなされた。

これを受け, 蚕繭共済については10年11月30日付け農林水産省告示第1796号, 家畜共済については11年2月23日付け同第307号をもって共済掛金標準率等が告示され, 蚕繭共済については11年産以降の引受

けに係る共済関係から、家畜共済については11年4月1日以降の共済関係から、それぞれ適用することとされた。

(4) 家畜共済の診療点数表及び同付表薬価基準表の改定

平成9年4月1日からの消費税率の引上げ、並びに新種医薬品の開発並びに価格の変動等に対処するため、家畜共済診療点数の本表及び同表の付表の薬価基準表が10年3月17日付け農林水産省告示第421号をもって改定され、10年4月1日以降の診療から適用することとされた。

ア 診療点数表の改定

診療点数表の本表は、診療の実態等に対処するため、家畜共済の料率改定に合わせて3年ごとに改定を行うこととされている。本年度はその改定期ではないが、9年4月1日より消費税率が3%から5%に引き上げられたことに伴い、その引上げ分を診療点数（診療技術料点数（B－A種点数）及び医療用直接費点数（A種点数））に適切に反映させるため、全面改定が行われた。

イ 薬価基準表の改定

薬価基準表については毎年全面改定を行うこととされており、前回の改定後の新種医薬品の開発及び薬価の変動等に対処するため、農林漁業保険審査会農業共済再保険部会薬価基準小委員会が開催（10年1月28、29日）され、その答申を受け、9年12月31日までに製造（輸入販売）許可のあった医薬品を対象に、全面改定が行われた。

(5) 農作物共済の水稲病虫害防止費補助金

水稲病虫害防止費補助金は、水稲病虫害事故除外方式の指定を受けた地域の全部又は一部をその区域に含む組合等に対し、昭和39年度から交付されている。水稲病虫害事故除外方式の地域指定に当たっては、病虫害防止のため必要な設備及び防除体制が整備され、病虫害の防止が適正に行われる見込みがある地域をその区域に含む組合等の申請に基づき、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定することとされており、指定を受けた地域では共済事故のうち病虫害（いねしらはがれ病菌、いねおうかいしゆく病菌、いねもみがれさいきん病菌、いねようしょうかつべん病菌による病害を除く。）を共済事故としないこととされている。水稲病虫害防止費補助金の10年度における実績は、17県63組合等、3億4,767万円（1組合当たり552万円）となっている。

(6) 家畜共済の特定損害防止事業

家畜の共済事故による損害を防止し、共済、保険及

び再保険事業の収支の安定を図るため、連合会の行う特定損害防止事業に交付金を交付しており、その対象、疾病は、乳用牛については繁殖障害、ケトン病、金属異物性疾患、肝蛭症、乳房炎及びピロプラズマ症、肉用牛については繁殖障害、金属異物性疾患、肝蛭症、尿石症及びピロプラズマ症、馬については骨軟症である。平成10年度においては、全都道府県で、乳用牛121万6千頭、肉用牛61万頭、馬2千頭を対象に事業が実施され、7億8,217万円が交付された。

3 農業共済団体等の組織の現状及び運営指導

(1) 農業共済団体等の組織の現状

農業共済団体等の組織の現状は、10年4月1日現在で組合等数545、うち組合335、共済事業を行う市町村210となっている。農業共済事業の効率的・安定的運営を図るとともに、事業運営基盤の充実強化を目的として、45年度から組合等の広域合併を推進する事業が実施されており、その結果、事業区域の広域化が進展し、市町村の区域より広い組合等数は406（うち郡の区域を超える組合等数は136）となっている。

(2) 運 営 指 導

10年4月15日に都道府県主管課長及び共済担当者を集め、10年度における農業共済事業の運営方針について説明するとともに、農業共済団体等に対する指導を指示した。また、4月16日には連合会参事を集め、農業共済事業の適正・円滑な実施について指示した。

そのほか、事業別や地区別に都道府県及び連合会の担当者を集めた会議、組合等に対する検査の的確な実施を図るために検査を担当する都道府県職員を対象とした検査担当職員中央研修等、種々の会議・講習会を実施した。

4 事業の実績

(1) 農業共済再保険特別会計

この会計は、農業共済再保険特別会計法（昭和19年法律第11号）に基づき、国の行う農業共済再保険事業を経理するためのものであり、再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定及び業務勘定の6つの勘定に区分されている。10年度における各勘定の収支の概要は、次のとおりである。（計数は単位未満切捨てによる。）

ア 再保険金支払基金勘定

当勘定の収入は、前年度繰越資金受入143億5,463万円、預託金利子収入1億763万円の合計144億6,227

万円であったが、支出は、台風等の被害により果樹勘定において再保険金支払財源に不足を生じたため繰り入れを要したので37億8,541万円となり、差引106億7,686万円の剰余となった。この剰余金は翌年度の歳入に繰り入れることとして決算を結了した。

イ 農業勘定

当勘定の収支は表11のとおりであり、収入749億6,478万円、支出748億4,809万円、差引1億1,669万円の剰余となるが、未経過再保険料に相当する額1億1,669万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると差額はなかったため、このまま決算を結了した。

ウ 家畜勘定

当勘定の収支は表12のとおりであり、収入483億6,658万円、支出321億6,120万円、差引162億537万円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額138億405万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると24億131万円の剰余となる。この剰余金は、積立金として積み立てることとして決算を結了した。

エ 果樹勘定

当勘定の収支は表13のとおりであり、収入124億7,676万円、支出86億1,693万円、差引38億5,982万円の剰余となるが、未経過再保険料に相当する額38億5,982万円を控除すると643円の不足を生ずる。この不足金は、補足すべき積立金がないので、このまま決算を結了した。

オ 園芸施設勘定

当勘定の収支は表14のとおりであり、収入45億1,608万円、支出35億4,824万円、差引9億6,784万円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額6億2,109万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると3億4,675万円の剰余となる。この剰余金は積立金として積み立てることとして決算を結了した。

カ 業務勘定

当勘定の収入は一般会計より受入13億7,285万円、雑収入等1万円の合計13億7,286万円、支出は農業共済再保険業務費13億7,286万円であり、差引388円の剰余となる。この剰余金は翌年度の歳入に繰り入れることとして決算を結了した。

表11 10年度農業勘定の収支

(単位：千円)

収 入 (A)	
再保険料	8,530,165
一般会計より受入	40,392,337

前年度繰越資金受入	116,783
借入金	25,924,867
雑収入	629
計	74,964,782
支 出 (B)	
再保険金	13,649,732
水稲病虫害防止費補助金	347,672
農業共済組合連合会等交付金	7,889,042
国債整理基金特別会計へ繰入	52,961,642
計	74,848,090
差引過不足金 (C = A - B)	116,692
次年度繰越未経過再保険料 (D)	116,692

表12 10年度家畜勘定の収支

(単位：千円)

収 入 (A)	
再保険料	529,620
一般会計より受入	33,403,039
前年度繰越資金受入	14,205,140
雑収入	228,785
計	48,366,584
支 出 (B)	
再保険金	25,002,530
家畜共済損害防止事業交付金	782,165
農業共済組合連合会等交付金	6,376,513
計	32,161,209
差引過不足金 (C = A - B)	16,205,375
次年度繰越未経過再保険料等 (D)	13,804,058
積立金 (C - D)	2,401,316

表13 10年度果樹勘定の収支

(単位：千円)

収 入 (A)	
再保険料	36,838
一般会計より受入	5,054,678
前年度繰越資金受入	3,573,709
再保険金支払基金勘定より受入	3,785,414
雑収入	26,119
計	12,476,760
支 出 (B)	
賠償償還及払戻金	1
再保険金	7,898,077
農業共済組合連合会等交付金	718,855
計	8,616,935
差引過不足金 (C = A - B)	3,859,824
次年度繰越未経過再保険料 (D)	3,859,825
不足金 (C - D)	0

表14 10年度園芸施設勘定の収支

(単位：千円)

収 入 (A)	
一般会計より受入	3,757,410
前年度繰越資金受入	660,289
雑収入	98,383
計	4,516,082
支 出 (B)	
再保険金	919,020
農業共済組合連合会交付金	2,629,220

計	3,548,241
差引過不足金 (C = A - B)	967,841
次年度繰越未経過再保険料等 (D)	621,090
積立金 (C - D)	346,750

(2) 農業共済事業の実績

10年産（度）における農作物共済、蚕繭共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の実績は、表15のとおりである（任意共済の実績については、表16のとおり）。

共済掛金は合計で1,559億円であり、このうち国庫負担は778億円、農家負担は781億円となっている。

災害のため、農家に支払った共済金は合計で1,180億円であった。

(3) 農業共済基金の事業実績

10年度における農業共済基金の事業実績は次のとおりである。

ア 自己資金

当期自己資金は、資本金56億円、積立金等25億8,147万円の計81億8,147万円であった。

イ 貸付

貸付金総額は、前年度より繰り越された33億2,053万円と、当期中に貸し付けた60億7,783万円の計93億9,835万円であり、貸し付けた農業共済団体等数は実数21、貸付件数は86件であった。

ウ 回収

回収金総額は66億4,932万円であった。この結果、当期末における貸付金残高は27億4,904万円となった。

エ 当期損益

当期における収入総額 3 億2,058万円に対し、支出総額は 3 億2,729万円 で差引1,417万円の損失であった。

第 6 節 農林水産物の輸出入

1 農林水産物の輸出条件の整備

(1) 事業の趣旨

近年の輸入自由化を含む経済、社会の国際化の進展に対応して真に農林水産業の国際化を図るためには、輸出の振興も重要な課題となっている。

しかし、農林水産物の輸出に当たっては、各国消費者の嗜好の把握、有効な販売手法の確立、輸出国の検疫条件等への適合など多くの課題が山積しており、個々の地方自治体や農林水産業団体等の努力だけでは対応しきれない状況にある。

このため、農林水産省においては各種の輸出促進対策を講じ、輸出関係者を積極的に支援していくとともに、これを通じて農山漁村の活性化を図ることとしている。

(2) 事業内容

平成10年度において、各局庁で具体的に実施された輸出促進対策は以下のとおりである。

ア 輸出活動高度化促進事業（経済局）

海外の国際食品見本市への参加、小売店でのテスト販売において、実演、試食等による商品の紹介、マスメディアを利用したPR等の効果的な販売促進活動を実施し、我が国農林水産物の輸出販路の拡大・定着の推進を図った。

イ 輸出関連情報収集・提供基盤整備事業（経済局）

輸出を行うに当たって必要となる基礎的な諸外国の輸入制度、市場動向等の輸出関連情報を収集し、輸出関係者に情報を提供するための体制の整備を進めた。

ウ 農林水産物貿易円滑化推進事業（経済局）

国際食品見本市の場を活用し、体系的な手法による日本食品の普及活動を展開するとともに、海外の貿易情報を収集するための調査の実施及び地場産業を国際化するためのセミナーを開催し、日本食品の輸出の促進を図った。

エ 海外展開推進事業（食品流通局）

海外の百貨店、スーパーマーケット等に地域食品のアンテナショップを設置し、展示・販売、市場調査を実施し、現地のニーズの把握及び販路開拓を行った。また、アンテナショップに併せて現地にフードコンサルタントを設置し、消費者・実需者の要望等への的確な対応、現地の外食産業等との連携による継続的な展開を行った。

オ 果実輸出振興対策推進費（農産園芸局）

我が国果樹農業の活性化を図るためには、果実の輸出振興が極めて重要であることから、海外市場への安定的供給及び品質面での優位性を前面に出した効率的消費宣伝の実施等のため、果実輸出振興対策協議会を設置して輸出用果実の生産、出荷及び販路拡大方策等についての協議等を実施した。

カ 輸出検疫対象重要病害虫対策事業（農産園芸局）

(ア) 高度検疫条件対策事業

米国向け二十世紀梨及びEU向け根付き植物等、輸入国から厳重な検疫条件を要求されている品目について輸出検疫を厳密に実施した。

(イ) 果実害虫処理技術確立事業

諸外国が重要としている病害虫の完全な検疫措置の

表15 農作物共済・蚕繭共済・家畜共済・果樹共済・畑作物共済及び園芸施設共済の実績（10年産（度））

事業の種類	引 受 戸数等	引 受 面積等	共済金額	共 済 掛 金				共済金	再 保 険 金
				総額	農家負担	国庫負担	国庫負 担割合		
			百万円	百万円	百万円	百万円	%	百万円	百万円
農 作 物 共 済	2,614 千戸	1,795 千ha	1,635,914	66,276	32,779	33,497	50.5	33,651	11,912
水 稲	2,506	1,620	1,563,469	56,854	28,428	28,426	50.0	24,652	6,845
陸 稲	3	1	268	53	27	27	50.0	22	1
麦	105	174	72,176	9,368	4,325	5,044	53.8	8,977	5,067
蚕 繭 共 済	11 千戸	53 千箱	2,150	67	33	33	50.0	507	
春 蚕 繭	4	18	808	21	10	10	50.0	50	
初 秋 蚕 繭	3	16	628	18	9	9	50.0	11	0
晩 秋 蚕 繭	4	18	714	29	14	14	50.0	33	6
家 畜 共 済	151 千戸	5,379 千頭	748,745	65,207	33,550	31,657	48.5	62,687	25,063
乳 用 牛	32	1,632	310,901	41,475	20,914	20,561	49.6	40,535	16,002
肉 用 牛 等	112	2,391	365,431	19,739	10,253	9,486	48.1	18,189	7,118
馬	4	42	48,829	1,563	918	645	41.3	1,579	679
種 豚	2	151	7,795	1,215	736	479	39.4	1,091	545
肉 豚	1	1,163	15,789	1,215	729	486	40.0	1,306	726
果 樹 共 済	113,099 戸	54,754 a	140,990	8,259	4,130	4,130	50.0	8,159	4,798
収 穫 共 済	108,126	53,194	132,707	8,168	4,084	4,084	50.0	8,103	4,795
うんしゅうみかん	22,299	12,897	28,525	2,252	1,126	1,126	50.0	1,615	979
な つ み か ん	1,469	817	1,707	144	72	72	50.0	-	-
指 定 か ん き つ	11,452	6,099	12,629	1,039	519	519	50.0	6	-
り ん ご	23,308	15,209	34,128	1,334	667	667	50.0	2,634	1,722
ぶ ど う	9,005	2,414	8,303	408	204	204	50.0	345	126
な し	14,125	5,730	24,675	1,194	597	597	50.0	812	330
も も	5,106	1,312	5,708	329	164	164	50.0	227	49
お う と う	3,105	549	1,501	129	65	65	50.0	24	0
び わ	381	79	209	31	16	16	50.0	18	1
か き	7,938	3,362	6,794	553	276	276	50.0	1,461	1,033
く り	3,207	2,533	671	104	52	52	50.0	55	13
う め	3,301	1,559	6,585	533	266	266	50.0	876	530
す も も	1,636	259	620	64	32	32	50.0	31	12
キウイフルーツ	1,723	333	627	54	27	27	50.0	-	-
パインアップル	71	44	25	1	0	0	50.0	-	-
樹 体 共 済	4,973	1,560	8,283	91	45	45	50.0	57	3
うんしゅうみかん	600	217	437	7	3	3	50.0	0	-
指 定 か ん き つ	72	33	134	3	1	1	50.0	-	-
り ん ご	495	188	936	11	6	6	50.0	11	0
ぶ ど う	570	156	535	6	3	3	50.0	8	3
な し	1,667	639	3,975	27	13	13	50.0	11	-
も も	58	12	46	2	1	1	50.0	0	-
お う と う	1,074	189	2,019	34	17	17	50.0	26	-
か き	418	115	199	2	1	1	50.0	0	-
く り	19	12	4	0	0	0	50.0	0	-
畑 作 物 共 済	92,800 戸	175,666 ha	131,383	9,025	4,061	4,964	55.0	7,545	1,791
ば れ い し	9,841	44,078	41,158	2,396	1,078	1,318	55.0	2,147	1,791
大 豆	47,230	33,671	13,852	1,642	739	903	55.0	3,061	
小 豆	9,966	19,238	11,224	1,899	855	1,044	55.0	775	
い ん げ ん	3,429	8,641	3,892	576	259	317	55.0	135	
て ん 菜	9,679	58,491	50,106	1,944	875	1,069	55.0	1,210	
ホ ッ プ	576	356	1,226	69	31	38	55.0	89	
さ と う き び	10,672	10,385	8,843	443	199	244	55.0	115	
茶	1,407	806	1,083	56	25	31	55.0	13	
園 芸 施 設 共 済	711 千棟	24,563 ha	426,009	7,128	3,570	3,558	49.9	5,918	946

(注) 1 単位未満は四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

2 果樹共済の収穫共済のなつみかん及び指定かんきつは11年産であり、樹体共済は9年度引受に係る数値である。

3 引受戸数については、引受対象または引受期間ごとの数値を合算した延べ数である。

4 表中「-」は事実のないもの、「0」は表示単位に満たないものである。

5 果樹共済のうんしゅう、なつみかん、指定かんきつ、キウイフルーツ、パインアップルの共済金、再保険金については7月1日現在値で確定値ではない。

表16 任意共済の実績（10年度見込）

事業の種類	引受数	共済金額 百万円	共済掛金 百万円	事務費賦課金 百万円	支払共済金 百万円
任意共済		58,351,852	48,758	24,337	25,060
建物共済	6,370,287（棟）	57,173,737	34,881	22,820	22,743
農家建物損害共済	6,369,429	57,153,415	34,872	22,816	22,742
団体建物火災共済	858	20,322	9	4	1
農機具共済	786,141（台）	1,178,115	13,877	1,517	2,317
農機具損害共済	676,002	1,099,814	2,612	1,202	2,165
農機具更新共済	110,139	78,301	11,265（減価部分含む）	315	152（減価部分含まず）

基本となる殺虫技術の確立を図った。

キ 輸出検疫病害虫無発生地域確立事業（農産園芸局）

生産地においてモデル地区を設定し、病虫害分布調査、同定診断技術の開発、濃密防除、緩衝地区の設置、定期的なトラップ調査、生果実調査等のモニタリング等を実施し、検疫病害虫の無発生地域（ペストフリーエリア）確立のための実証展示等を行った。

ク 新市場開拓推進事業（水産庁）

水産缶詰等の加工品について海外での市場開拓を推進するため試食会の開催等の普及・啓発活動を実施した。

2 関税（平成11年度当省関係品目の改正概要）

（1）11年度の関税率等の概要

11年度の関税改正は、次のような経緯で行われた。まず、10年9月25日、大蔵大臣から「最近における経済情勢の変化に対応し、関税率などをいかに改めるべきか」について関税率審議会に諮問され、これを受けて、10年10月30日及び11月25日の調査部会、10年12月18日の同部会の審議を経た後、10年12月18日の関税率審議会総会で答申された。その後、この答申に基づき、「関税定率法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、11年4月1日から施行された。

なお、米の関税措置への切換えに係る関税改正は、関税関係法令の改正と併せ、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律」により行われた。

（2）農林水産省関係品目の関税改正の概要

ア 米の関税措置への切換え

我が国の米穀等については、ウルグアイ・ラウンド農業交渉において決定された包括的関税化（全ての非関税措置を関税に置き換えること）の特例措置として、一定の条件の下でミニマムアクセス数量の輸入を行ってきたところであるが、今回、ミニマム・アクセス数量の増加量が半減すること、WTO農業協定の規定に

基づき、関係国との交渉を行わずに関税相当量（昭和61年から63年のデータに基づく国際価格と国内価格の差）を設定できること、極めて少数の国しか適用していない特例措置にこだわることは、次期農業交渉における我が国のスタンス等にマイナスの影響を与える恐れがあること等の理由により、本年4月から、米穀等の輸入数量制限措置を撤廃し、これを関税措置に切り換えることとした。

（ア）基本税率の改正

今回、関税化する米穀等のそれぞれの品目について、関税相当量を基本税率とすることとした。

（イ）暫定税率の設定

a 枠内税率（1次税率）

国家貿易及び証明輸入等によるものについては、現行の実行税率を枠内税率とした。

b 枠外税率（2次税率）

国家貿易及び証明輸入等以外による輸入については、関税相当量からマークアップを差し引いたものを枠外税率として設定した。

（ウ）特別緊急関税の適用

輸入数量の一定率以上の増加または輸入価格の一定率以上の下落があった場合に発動される特別緊急関税の対象に、新たに米穀等を追加した。

イ ライムの関税率の維持

ライムは、アジア南部原産の柑橘類ミカン科の低木で、広く熱帯、亜熱帯で栽培され、主産地は、メキシコ、フロリダ等となっている。ライムの果肉は柔軟多汁で、爽やかな酸味と芳香があり、果実はレモンと同様に、飲料、料理等に利用される。

ライムの代表的な品種としては、果実が比較的小さい「キトルス・アウランティフォリア」と果実が比較的大きい「キトルス・ラティフォリア」がある。

ライムについては、今まで全てが0805.30号に分類されてきたが、上記のように代表的品種が2種類あることが明らかとなり、ライム（キトルス・ラティフォリア）については、平成10年11月関税協力理事会HS委員会において0805.90号に分類されることが決定

されたことから、0805.90号に新たにライムの税細分を設け、関税率を維持することとした。

ウ 加熱圧ぺん（単体飼料）用とうもろこしの関税割当 制度の廃止

加熱圧ぺんとうもろこしは、とうもろこしを蒸気等で加熱した後、ロール等で扁平状に押しつぶしたもので、他の物品を加えていない飼料のことであり、加熱圧ぺんすることにより、でん粉等他の用途への横流れを防止することができるものであった。

しかしながら、平成8年度に飼料製造用原料品の免税制度（以下、承認工場制度という）の対象物として加熱圧ぺんとうもろこしが追加され、関税割当制度から承認工場制度への移行が進んだことから、関税割当制度を利用するものが減少し、今後においても利用者が見込まれなくなったため、加熱圧ぺん（単体飼料）用とうもろこしの関税割当制度を廃止することとした。

（3）その他の主な品目の関税改正の概要

ア 個別品目の関税率の引き下げなど

我が国の関税分類においては、バーボンウイスキー及びライウイスキー（以下「バーボンウイスキー等」という）について、「内容品が当該ウイスキーであることを表示するラベルが容器に張り付けてあること」及び「当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されていること」という2つの要件が課されている。

バーボンウイスキー等のうちバルクのもの（アルコール分50%以上で2リットル以上の容器入りのもの）については、外国において日本向けに輸出するものについてのみ容器にラベルの貼付作業を行っていたが、原産国の政府又は政府代行機関による証明だけでも現物を確認することが十分可能であると考えられることから、輸出者の負担を軽減するため、バーボンウイスキー等（バルク）のラベルの貼付規定を削除することとした。

イ 暫定税率の適用期限の延長

平成11年3月31日に暫定税率の適用期限が到来する関税暫定措置法別表第1に掲げる品目は、税率の改正を行う品目を除き総計154品目であったが、これらについては、11年度においても引き続き現行税率を

継続することとした。

（4）法律、政令、省令の改正の概要

ア 関税暫定措置法の改正（製造用原料品の減税又は免税に係る改正）

本制度は、特定の輸入原料品（製造用原料品）を使用して特定の製品を製造する場合のコスト低減を図り、国民生活の安定及び国内産業の発展を図るため、当該製造用原料品についてその関税を軽減又は免除するものである。

対象となっている製造用原料品は砂糖であり、特定の製品とは、農薬用プラストサイジン・エス、しょ糖脂肪酸エステル、イタコン酸ポリオキシアルキレンサッカロース、デキストランであるが、対象となる製品のコストの低減及び安定供給を図る上で重要な役割を担っていることから、引き続き適用期限を3年間延長することとした。

ただし、農薬用プラストサイジン・エスは、生産量が減少してきており、また、残留性のない非水銀系農薬の普及という当初の役割を終えたことから、特定物品から削除することとした。

イ 関税割当制度に関する政令の改正

本制度の対象品目は、7年度の改正において、ウルグァイ・ラウンド合意において国際的に約束した関税化品目に係るアクセス数量の確保が基本的に関税割当制度により行われることとなったことなどから、21品目に拡大された。今回の改正においては、廃止される加熱圧ぺん（単体飼料）用とうもろこしを除き、関税率審議会の答申に沿った関税割当数量が定められた。

（注）関税割当制度：関税割当制度とは、一定の輸入数量の枠内に限り、無税または低税率（1次税率）を適用して需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この枠を超える輸入分については、高関税率を適用することによって国内生産者の保護を図る制度である。この場合、1次税率の適用を受ける数量は、原則として、国内需要見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して、関税率審議会に諮問の上、政令で定めることとされている。

表17 輸出振興予算の推移

事業名 (事業主体)	予 算 額		事業の概要
	9年度	10年度	
1. 輸出活動高度化促進事業費	44,110	38,376	国際食品見本市等での販売促進活動の実施による輸出販路の拡大・定着
2. 輸出関連情報収集・提供基盤整備事業費	9,351	8,135	輸出関連情報を収集し、提供するための体制の整備
3. 農林水産貿易円滑化推進事業費	55,978	60,604	国際食品見本市における体系的な手法による日本食品の普及、海外の貿易情報の収集及び地場産業国際化推進セミナーの開催等
4. 海外展開推進事業費	193,675	154,939	海外の現地百貨店等で短期アンテナショップを開催するほか、現地にフードコンサルタントを設置し海外市場開拓を推進
5. 果実需要安定対策推進指導費のうち 果実輸出振興対策推進費	3,180	2,878	既輸出先市場への安定供給、新市場の開拓及び国産果実の優位性を強調した消費宣伝の実施等のための協議会の開催
6. 輸出検疫対象重要病害虫対策費	22,938	23,043	輸入国から厳重な検疫条件を要求されている品目について、輸出検疫の厳密な実施 諸外国が重要としている病害虫の完全な検疫措置の基本となる殺虫技術の確立
(1) 高度検疫条件対策費	14,329	14,335	
(2) 果実害虫処理技術確立費	8,609	8,708	
7. 輸出検疫病害虫無発生地域確立事業費	18,353	18,353	検査・消毒等の手続きを一切要さず、低コストでの輸出が可能となる、病害虫無発生地域(ペストフリーエリア)の確立による輸出条件の整備
8. 新市場開拓推進事業費	3,581	3,224	水産缶詰等の加工品について海外での市場開拓を推進するため試食展示会開催等の普及啓発活動を実施

表18 米の関税措置への切り替え

税 番	品 番	現行税率	改 正 税 率		
			基 本 税 率	暫 定 税 率	
				枠内税率	枠外税率
1006.10	も み	無 税	402円/kg	無 税	[平成11年度] 59.17円/kg (351.17/kg) [平成12年度] 49円/kg (341/kg)
1006.20	玄 米	無 税	402円/kg	無 税	[平成11年度] 59.17円/kg (351.17/kg) [平成12年度] 49円/kg (341/kg)
1006.30	精 米	無 税	402円/kg	無 税	[平成11年度] 59.17円/kg (351.17/kg) [平成12年度] 49円/kg (341/kg)

税 番	品 番	現行税率	改 正 税 率		
			基 本 税 率	暫 定 税 率	
				枠内税率	枠外税率
1006.40	砕 米	無 税	402円/kg	無 税	[平成11年度] 59.17円/kg (351.17/kg) [平成12年度] 49円/kg (341/kg)
1102.30	米 粉	25%	442円/kg	25%	[平成11年度] 65.17円/kg (386.17/kg) [平成12年度] 54円/kg (375/kg)
1103.14	ひき割り穀物及び穀物のミール 米のもの	25%	442円/kg	25%	[平成11年度] 65.17円/kg (386.17/kg) [平成12年度] 54円/kg (375/kg)
1103.29-2ex	ペレット 米のもの	25%	442円/kg	25%	[平成11年度] 65.17円/kg (386.17/kg) [平成12年度] 54円/kg (375/kg)
1104.19-2	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物 米のもの	25%	402円/kg	25%	[平成11年度] 59.17円/kg (351.17/kg) [平成12年度] 49円/kg (341/kg)
1104.29-2ex	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、 真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひ いたもの） 米のもの	25%	402円/kg	25%	[平成11年度] 59.17円/kg (351.17/kg) [平成12年度] 49円/kg (341/kg)
1901.20-1-(2)-A	第19.05項のベーカーリー製品製造用の混合 物及び練り生地 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含 む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及 びでん粉のうち、米産品が最大の重量 を占めるもの。	16% 24%	442円/kg	25%	[平成11年度] 65.17円/kg (386.17/kg) [平成12年度] 54円/kg (375/kg)
1901.20-1-(3)	米菓生地（育児食用又は食餌療法用のも のを除く。）	25%	442円/kg	25%	[平成11年度] 65.17円/kg (386.17/kg) [平成12年度] 54円/kg (375/kg)
1901.90-1-(2)-A	その他の調製食料品 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含 む。）大麦産品（裸麦産品を含む。）及 びでん粉のうち、米産品が最大の重量 を占めるもの。	16% 24%	442円/kg	25%	[平成11年度] 65.17円/kg (386.17/kg) [平成12年度] 54円/kg (375/kg)

税 番	品 番	現行税率	改 正 税 率		
			基 本 税 率	暫 定 税 率	
				枠内税率	枠外税率
1901.90-1-(3)	もち、だんごその他のこれらに類する米 産品 米の含有量が全重量の30%以下のもの 砂糖を加えたもの しよ糖の含有量が全重量の15%以下 のもの その他のもの その他のもの その他のもの	24% 25% 16% 16% 24% 25%	442円/kg	[平成11年度] 24% [平成11年度] 25% [平成11年度] 16% 25%	[平成11年度] 65.17円/kg (386.17/kg) [平成12年度] 54円/kg (375/kg)
1904.10-2-(1)	穀物又は穀物産品を膨張させて又はい って得た調整食料品 米のもの（米を単に膨張させて又はい って得た物品の含有量が全重量の50% 以上のもの）	19.2%	402円/kg	19.2%	[平成11年度] 59.17円/kg (351.17/kg) [平成12年度] 49円/kg (341/kg)
1904.20-2-(1)	いってない穀物のフレークから得た調製 食料品及びいってない穀物のフレークと 言った穀物のフレーク又は膨張させた穀 物との混合物から得た調製食料品 米のもの（米を単に膨張させて得た物 品の含有量が全重量の50%以上のもの）	19.2%	402円/kg	19.2%	[平成11年度] 59.17円/kg (351.17/kg) [平成12年度] 49円/kg (341/kg)
1904.90-1	その他のもの（粒状の穀物及びその他の 加工穀物であらかじめ加熱による調理そ の他の調製をしたもの） 米のもの 米の含有量が全重量の30%以下のもの その他のもの	25%	402円/kg	[平成11年度] 25% 25%	[平成11年度] 59.17円/kg (351.17/kg) [平成12年度] 49円/kg (341/kg)
2106.90-2-(1)-A	調製食料品（他の項に該当するものを除 く。） 米の含有量が全重量の30%を超えるも の	25%	402円/kg	25%	[平成11年度] 59.17円/kg (351.17/kg) [平成12年度] 49円/kg (341/kg)

- (注) 1 枠内税率のうち期間を定めていないものについては、政府が輸入する場合（国家貿易）等に適用される税率であり、適用期間は平成13年3月31日までとする。
- 2 枠外税率は、国家貿易等以外のものに適用される税率である。
- 3 枠外税率の（ ）内は、関税に納付金を加算した金額である。

表19 ライムの関税率の維持

税 番	品 名	現行税率	改正税率
08.05	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）		
0805.30ex	ライム（キトルス・アウランティフォリア）	無税 （基本税率）	
0805.90	その他のもの ライム	17.5% （協定税率）	無 税

表20 加熱圧ぺん（単位飼料）用とうもろこしの関税割当制度の廃止

税 番	品 名	現行税率		改正税率 （基本税率）
		現行税率	暫定税率	
1005.90-2ex	飼料のうち政令で定めるもの（加熱圧ぺんとうもろこし）の製造に使用するとうもろこし	50%又は12円/kgうちいずれか高い税率（TQ 2 次）	TQ 1 次 無 税	50%又は12円/kgうちいずれか高い税

表21 平成11年度の関税割当数量一覧表（農林水産省所管品目）

1. 従来からある品目

（単位：トン）

品 名		1 次税率	2 次税率	割当数量	
				10年度	11年度
ナチュラルチーズ		無税	30.7%	56,600	56,600
とうもろこし	コーンスターチ用	無税	50%又は12円/kgの高い方	4,012,600 (2,109,800)	4,102,100 (2,154,600)
	単体飼料用（丸粒）			231,800 (118,600)	277,200 (140,200)
	特定用途用 （コーンフレーク，エチルアルコール，蒸留酒製造用）			122,100 (63,300)	121,800 (65,000)
	その他用	10%		273,100 (144,800)	246,400 (125,200)
麦芽		無税	21.92円/kg	832,900 (461,000)	806,000 (433,100)
アルコール製造用糖みつ		無税	15.75円/kg	34,800 (19,400)	28,400 (14,300)
無糖ココア調整品		無税	21.9%	18,400	18,600
トマトピューレ及びトマトペースト		無税	17.5%又は16.7%	36,500	37,500
パイナップル缶詰		無税	34円/kg	48,300	48,900